

## 4 県内発生早期

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で行うことができる状態。（県内発生早期）
- ・ 国内では都道府県ごとに状況が異なる可能性があり、国内での発生段階としては、「国内発生早期」または「国内感染期」のいずれかとなる。
  - ⇒ 国内発生早期：国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
  - ⇒ 国内感染期：国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

### 目的

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### 対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言に基づき、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が集約した国内外での情報を、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対策を行うとともに、医療機関での院内感染対策を要請する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 引き続き、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合にはできるだけ速やかに実施する。

---

### (1) 実施体制

---

市は、県内での発生を確認した場合には、速やかに市対策本部会議を開催し、

庁内の情報共有を図り、必要に応じて市の基本方針を見直し、決定する。

(市対策本部)

---

## (2) 情報収集

---

### (2) - 1 情報収集

市は、海外や国内における新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性や安全性等について、国等を通して情報を収集する。

(健康福祉部)

---

## (3) 情報提供・共有

---

### (3) - 1 情報提供

ア) 市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等について詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

(政策推進部、健康福祉部)

イ) 市は、国、県とともに、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

(総務部、政策推進部、健康福祉部、教育委員会)

ウ) 市は、市民から一般相談窓口（コールセンター）等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行う。

(総務部、政策推進部、健康福祉部)

### (3) - 2 情報共有

市は、国や県、市医師会等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、発生状況や対策の状況把握を行う。

(政策推進部、健康福祉部)

(3) - 3 一般相談窓口（コールセンター）等の体制充実・強化

市は、一般相談窓口（コールセンター）等の体制を充実・強化する。

（政策推進部、財務部、健康福祉部）

---

(4) 予防・まん延防止

---

(4) - 1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国内の発生状況を踏まえながら、必要に応じて、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ①住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・うがい・手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 （健康福祉部）
- ②事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 （健康福祉部）
- ③ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を基に、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。 （健康福祉部、教育委員会）
- ④公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。 （健康福祉部）
- ⑤病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に感染対策を強化するよう要請する。 （健康福祉部）

---

(5) 予防接種

---

(5) - 1 特定接種

国が、特定接種を進めている場合には、海外発生期及び県内未発生期の対策を継続し、特定接種の具体的運用を定めた基本的対処方針に基づき、特定接種の対象となる職員を対象に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 （総務部、健康福祉部）

(5) - 2 住民接種の実施

ア) 市は、国が住民接種の接種順位を決定した場合には、その接種順位に関する

基本的な考え方や新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、接種順位について、市民に対し周知する。  
(政策推進部、健康福祉部)

イ) 市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が決定した接種順位を踏まえ、関係者の協力を得て、接種を開始する。また、市民に対し接種に関する情報提供を開始する。  
(政策推進部、健康福祉部)

ウ) 市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携し、医療機関への委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象とした集団的な接種を行う。  
(健康福祉部)

(5) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、住民に対する予防接種について、国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。  
(健康福祉部)

---

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

---

(6) - 1 要援護者対策

ア) 市は、支援を必要とする在宅の要援護者及びその支援ニーズを把握するよう努めるとともに、要援護者本人から、市や医療機関、福祉サービス事業所等に相談連絡を受け生活支援につなげる。  
(健康福祉部)

イ) 市は、支援を必要とする要援護者への日常生活に係る支援について、福祉サービス事業所等の支援を中心とし、必要に応じ民間事業者へ協力要請を行う。  
(健康福祉部)

(6) - 2 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物質等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。  
(商工観光部、市民部)

(6) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

ア) 水の安定供給

市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 (水道局)

イ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民生活の安定及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 (商工観光部、市民部)